平成２４年（フ）第３９５１号
埼玉県川越市新富町２丁目28―２―205
破産者　高橋　祐一
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０３３号
千葉県市川市市川２丁目29番18号
破産者　有限会社アヴァンセ
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０３４号
東京都葛飾区鎌倉３―23―７、住民票上の住所千葉県市川市国分１丁目11―13
破産者　臼澤　昭彦
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０３５号
千葉県市川市市川２丁目７―13―202、住民票上の住所千葉県市川市国分１丁目11―13
破産者　北村　奈穂（旧姓臼澤）
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０６３号
東京都調布市若葉町２丁目３－６―101
破産者　宮下　高行
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０８４号
東京都豊島区巣鴨５丁目19番２号
破産者　有限会社クリエイトサービス
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０８５号
神奈川県横浜市鶴見区駒岡３丁目18―８―105
破産者　服部　浩二
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０９９号
神奈川県横浜市保土ケ谷区釜台町17番12号
破産者　株式会社Ｃｏｎｔｒａｃｔ
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１００号
神奈川県横浜市保土ケ谷区釜台町17番12号
破産者　田村江理香
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１２６号
千葉県柏市中新宿１丁目24番17号
破産者　有限会社Ｈ・Ｂ・Ｓ
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１２７号
千葉県柏市中新宿１丁目24―17
破産者　近藤　行雄
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１６４号
東京都府中市分梅町３丁目44―22
破産者　二上　光宏
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１６６号
千葉県船橋市海神町南１丁目1569番地１　グレースハイツ船橋208号
破産者　鈴木産技研有限会社
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１６８号
千葉県船橋市西船２丁目20―３―304
破産者　伊藤　安枝
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１７９号
神奈川県横浜市青葉区若草台21番地15、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区神南１丁目11番５号
破産者　エルネット株式会社
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１８０号
神奈川県横浜市青葉区若草台21―15、住民票上の住所東京都渋谷区神南１丁目11―５―701
破産者　須田　克宏
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１９１号
埼玉県さいたま市見沼区大字片柳1100―10
破産者　奥田　仁史
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２２３号
東京都新宿区大久保２丁目６番16号
破産者　株式会社ジェイジェット
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２４８号
東京都狛江市東野川１丁目10―３
破産者　豊嶋磨佐子
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２４９号
東京都狛江市東野川１丁目10―３
破産者　豊嶋　法夫
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２７０号
東京都渋谷区神宮前６丁目４番１号
破産者　有限会社パインコーン
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２７１号
東京都新宿区北新宿１丁目15―３―102
破産者　鈴木　茂雄
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部